

2006年7月4日

国立大学法人大分大学長

羽野 忠 殿

大分大学教職員組合執行委員長

前田 寛



適正な超過勤務手当支給についての申し入れ

このたび大分労働基準監督署より行われた時間外勤務に関する是正勧告と指導票交付について申し入れます。組合は、前年度団体交渉等において超過勤務縮減とこれを行うための労使協同の取り組みを求め、この点を貴職とも合意いたしました。また、九州地域内国立大学で発生した不払い残業への是正勧告に関わり、本法人でそのような問題が起こらないよう、5月2日にも、適正な超過勤務手当支給についての申し入れを行ってきたところです。にもかかわらず、今回労基署より勧告を受けるような事態が発生したことについては極めて遺憾であると言わざるを得ません。今後、不払い残業を発生させないと共に、昨年度団体交渉における、貴職との「衛生委員会を中心とした調査検討に基づき、今後、時間外労働縮減のために、具体的な取り組みを進める。」との合意を踏まえた実行ある措置をいっそう進めていただくよう求めます。

1. 労基署の指導により、本法人が行う本年1～4月分既支給分への追加調査と、7～9月時間外勤務実態調査にあたって、以下のような点に留意した指導が行われるよう、職員への周知を行うこと。

① 今回の調査は職員の時間外勤務実態を把握することを趣旨としており、職員からの申告を第一に尊重すること。とりわけ、時間外労働が文書などで証明できないことを理由に、申告時間を修正させることなどがないようにすること。同様に労使協定時間上限時間を理由に、あるいは、

職場で提示された時間外労働の原則的な限度時間を理由として、実際に職員が申告した時間外労働時間を削減したり、過少申告を指示したりしないこと。

②技術職員や学務系職員について、遅出勤務時間シフトを命令する場合は必ず事前に行っているものであること。実際に時間外勤務が発生した後で事後に遅出シフトに変更したり、そのような申告を指示したりしないこと。

③当該週5日勤務を行う、あるいは、その予定である上に土日出勤を行った場合、事前に振り替えや、事後に代休の措置をとったとしても、時間外勤務の割り増し分が支払われねばならないこと。

2. 時間外労働については昨年度団体交渉の結果、貴職との間で「衛生委員会を中心とした調査検討に基づき、今後、時間外労働縮減のために、具体的な取り組みを進める。」ことで合意しており、衛生委員会での取り組みなど、上記団体交渉合意事項を速やかに実現させること。